

長崎市発注工事における週休 2 日工事实施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、適正な工期の設定及び工事費の補正を行うことにより、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保及び就労環境の改善を図るため、本市発注工事（営繕工事を除く。）における週休 2 日の確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと発注者が認める状態をいう。
- (2) 対象期間 受注者が、工事施工範囲内で作業に着手した日から工事完成通知書を提出した日までをいう。ただし、受注者が取得する年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施する期間、及び工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上、必要な作業を行う場合を除き、1 日を通して現場及び現場事務所を閉所することをいう。
- (4) 通期の 4 週 8 休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。
- (5) 月単位の 4 週 8 休以上 対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所で 28.5%に満たない月がある場合

は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に 4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

(対象工事)

第 3 条 週休 2 日を確保する工事の対象（以下「対象工事」という。）は、特に緊急を要する工事を除く全ての工事とする。

(休日の取扱い)

第 4 条 受注者は、休日の取扱いに当たっては、労働基準法（昭和 22 年法律 49 号）第 35 条の休日の規定を遵守しなければならない。ただし受注者の責によらない理由により、現場閉所予定日に作業を行ったときは、当該予定日は、休日として取り扱うものとする。

(受注者の取組み)

第 5 条 受注者は、対象工事において週休 2 日を実施するに当たり、次の取組みを行うものとする。

- (1) 契約の締結日から施工計画書を提出する日までの間に、工事打合せ簿により監督職員（長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 40 条第 1 項に規定する「監督職員」をいう。以下同じ。）と月単位の 4 週 8 休以上の実施について協議すること。
- (2) 週休 2 日を確保するため、休暇取得計画・実施表（以下「休暇取得表」という。）を作成し、施工計画書に添えて発注者に提出すること。
- (3) 工程管理に係る資料に添えて休暇取得表を毎月 10 日までに監督職員に提出し、確認を受けること。
- (4) 工事区域の公衆の見やすい場所に、当該工事において週休 2 日を確保している旨を工事看板等により掲示すること。
- (5) 工事完成後、週休 2 日の確保の有無にかかわらず、発注者が実施す

る実態調査に協力すること。

（発注者の確認）

第6条 発注者は、前条第2号及び第3号の規定により受注者から提出された休暇取得表の妥当性を確認するとともに、出勤簿、出面表その他の出勤状況を確認できる資料により現場閉所の実施状況を確認するものとする。

（工事費の補正）

第7条 発注者は、対象工事を発注する際の予定価格の積算に当たり、別表第1又は第別表第2に掲げる補正係数をそれぞれの経費に乗じて算出するものとする。この場合において、当該経費に乗じる補正係数は、原則として通期の4週8休以上の項に掲げるものを使用するものとする。

2 発注者は、前条の規定により現場閉所の実施状況を確認し、受注者が通期の4週8休以上の現場閉所を行っていないと認められる場合には、前項の予定価格の積算に使用した補正係数について、その実施状況に応じた補正係数により積算し、請負代金額を変更することができるものとする。ただし、第5条第1項第1号の協議により月単位の4週8休以上の現場閉所について監督職員の承諾を得られた場合において、実績が月単位の4週8休以上を達成している場合は、月単位の補正係数に変更することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2に掲げる補正係数を使用することが適当でない場合は、工事費の補正について、その工事内容を勘案し、別に算出することができるものとする。

4 対象期間が28日未満の工事については、通期の4週8休以上を適用し、月単位の4週8休以上は適用しないものとする。

(工期の確保)

第 8 条 発注者は、対象工事の発注に当たっては、週休 2 日の確保により全体工期に支障が無いよう適正な工期を設定するものとする。

(対象工事である旨の明示)

第 9 条 発注者は、対象工事の施行に際し、週休 2 日を確保する工事であることを当該対象工事の現場説明書に明示するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、週休 2 日の確保に関し必要な事項は、受注者及び発注者の協議により定めることができる。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、令和 7 年 8 月 1 日以後の起工に係る工事について適用し、同日前の起工に係る工事については、なお従前の例による。

別表第 1（第 7 条関係）

休暇の取得状況	労 務 費	機 械 経 費	共 通 仮 設 費 率	現 場 管 理 費 率
通期の 4 週 8 休以上	1.02	1.02	1.02	1.03
月単位の 4 週 8 休以上	1.04	1.02	1.03	1.05
通期の 4 週 8 休以上（農林）	1.02	1.02	1.02	1.05
月単位の 4 週 8 休以上（港湾・漁港）	1.04	1.02	1.02	1.03

備考

- 1 市場単価方式における週休 2 日の補正係数については、「市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 9 号）によるものとする。
- 2 土木工事標準単価における週休 2 日の補正係数については、「土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 6 日付け国技建管第 10 号）によるものとする。
- 3 港湾・漁港工事市場単価における補正係数については、「水産庁直轄工事における休日確保方針（試行）（改定）」（令和 6 年 4 月 1 日付け水産庁整備課直轄 G）によるものとする。

別表第 2（第 7 条関係）森林土木事業の補正係数

休暇の取得状況	労 務 費	機 械 経 費	共 通 仮 設 費 率	現 場 管 理 費 率
4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	1.01	1.01	1.02	1.03
4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	1.03	1.03	1.03	1.04
4 週 8 休以上	1.05	1.04	1.04	1.06

備考

- 1 4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所率が21.4%以上25.0%未満の状態をいう。
- 2 4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所率が25.0%以上28.5%未満の状態をいう。
- 3 4週8休以上とは、現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。
- 4 市場単価方式における週休2日の補正係数及び、土木工事標準単価における週休2日の補正係数については、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月19日付け5林整計第996号）によるものとする。